

ドローン現場の応急手当を「一施設の取り組み」から「業界の教育インフラ」へ。

「DEC インストラクター資格制度」を創設。

全国のドローンスクールへの DEC 開催権の付与を開始。

3日間・学科試験 90 点以上・実技試験全項目合格・初回立ち会い・年次スキルチェック。

品質管理の仕組みを整備した上で、講習の担い手をドローン産業界全体に広げる。

株式会社ダイヤサービス（本社：千葉県千葉市、代表取締役：戸出智祐）は、ドローンの安全運航と安全管理体制を支える現場特化型の応急手当プログラム「**DEC (Drone Operations Emergency Care)**」について、他のドローンスクールが自校で DEC を開催するための「**DEC インストラクター資格制度**」を創設しました。資格を取得したスクール講師は、DEC の名称・ロゴを使って受講者に有償で DEC を提供できます。

DEC インストラクター資格の取得要件は、3 日間の専門プログラム受講に加え、**学科試験 90 点以上・実技試験の全評価項目合格**という明確な基準を設けています。さらに資格取得後の初回開催は当社講師が立ち会い、年 1 回のスキルチェックで資格を維持する仕組みです。DEC の品質を担保した上で、講習の担い手を広げることが本制度の目的です。

なお、当社と無人航空機および次世代モビリティ前提社会に向けたパートナーシップ契約を締結している株式会社ノーベル（大分県日田市）では、DEC を自社スクールの正式メニューとして導入することが決定しています。加えて、他のドローンスクールにおいても正式メニュー化に向けた準備が進んでおり、本取り組みはすでに具体的な展開段階に入っています。

代表取締役コメント（抜粋） ※全文は 5 章に掲載

「2022 年にこの構想を発信してから、インストラクター資格制度を意図的に設けない時期が続きました。『資格を売るビジネス』と見られることへの懸念があったからです。時間をかけて考えた結果、仕組みがなければ DEC は広まらないという現実と、品質を担保する制度設計の答えが同時に出ました。今回の創設はその結果です。」

代表取締役 戸出 智祐

1. 背景：ドローンの安全運航に必要な救護義務がある一方、学ぶ仕組みがない

航空法第 132 条の 90 は、ドローン運航者に事故発生時の救護措置を義務付けています。違反した場合は罰則の対象となります。一方で、国土交通省が定める登録講習機関（国家資格取得コース）のカリキュラムには、応急手当の実技訓練を必須とする規定が存在しません。

「救護義務はある。しかし、学ぶ仕組みがない。」この矛盾がドローン現場の現実です。

自動車との制度比較（ご参考）

項目	自動車（道路交通法）	ドローン（航空法）
事故時の救護義務	明文化あり（第 72 条）	明文化あり（第 132 条の 90）
資格取得時の応急手当教育	実技講習が必須（道交法施行規則）	実技訓練の必須規定なし

当社代表が過去に千葉市ドローン産業セミナーに登壇した際、会場の約 180 名に「止血処置ができますか」と問いかけたところ、手を挙げたのはわずか数名でした。その多くが当社 DEC 受講者でした。ドローン国家資格を持っていても、事故現場で動ける人はほとんどいない。これは個人の意識の問題ではなく、制度・教育の問題と考えています。

この矛盾に当社は真剣に向き合うため、DEC の普及活動をこれまで精力的にこなしてまいりました。

2. DEC インストラクター資格制度の概要

本資格を取得したドローンスクールの講師は、DEC の名称・ロゴを使って DEC Intro（2 時間・体験講習）および DEC 本講習（7.5 時間・認定証取得）を有償で開催できます。

受講資格	DEC Crew 資格保有者のみ（DEC 本講習を受講・修了していることが前提）
講習内容（3 日間）	1 日目：指導技術の習得（指導要領書の読み解き・各実技項目の教え方） 2 日目：模擬講習（補助あり） 3 日目：模擬講習（通し） + 学科・実技の両試験
合格基準	学科試験 90 点以上 + 実技試験の全評価項目「合格」。 両方の基準をクリアした方に資格証を発行
受講料	33 万円（税込）
初回開催	資格取得後の最初の 1 回は当社講師が立ち会い。 その後は単独での開催が可能
資格の維持	年 1 回のスキルチェックで資格を維持。基準を満たさない場合は資格が失効

取得後にできること	DEC の名称・ロゴを使って自社・外部向けに有償講習を開催。受講者の DEC Crew 認定証の発行申請を受け付けられる（審査・発行は当社が一元管理）
詳細 URL	https://dosa-chiba.jp/course/dec-instructor/

3. DEC とは : 安全運航を支えるドローン応急手当プログラム

DEC は、ドローン運航現場で起こりうる外傷・心停止・熱傷・環境障害に対し、救急隊に引き継ぐまでの初動を習得するプログラムです。開発開始から 7 年経過、2026 年 3 月にカリキュラムを刷新しました。

本講習	7.5 時間・¥29,700（税込）。BLS（一次救命）、外傷手当、搬送・引き継ぎの 3 本柱。全 14 章
体験講習	DEC Intro : 2 時間・¥11,000（税込）。2026 年 4 月 15 日初回開催
修了証	DEC Crew 認定証（有効期限 2 年）を発行
消防の講習との違い	ターニケット装着・シーネ固定・バッテリー発火対応・MIST（救急隊への引き継ぎ）など、消防の上級救命講習では扱わない項目を体系的に習得可能
カリキュラム監修	鈴木 亮（元千葉市消防局・特別救助隊・国際消防救助部隊。消防・救急・救助経験 8 年） 岩井 洋子（看護師） その他、救急救命士、複数の保安要員（客室乗務員）にも監修をいただいております。
専門家推薦	竹田 一徳 先生 （たけだ眼科クリニック院長。産業用ドローンによる眼外傷の臨床経験に基づく推薦）
設計方針	「医療従事者でなくても手順通りに動ける」ことを開発当初からの一貫した設計目標としています。救急救命士・看護師だけでなく客室乗務員にも監修をいただいているのはそのためです。緊急時に現場にいるのは医師や看護師ではなく、ドローンの従事者です。
更新講習	オンライン（¥7,700 税込）・対面再受講（¥19,800 税込～）の 2 コース
URL	https://dosa-chiba.jp/course/dec/

4. 人材開発支援助成金の活用で導入負担を大幅削減

DEC インストラクター資格の取得は、ドローンスクール等での新たなサービスメニューの導入として人材開発支援助成金「事業展開等リスクリング支援コース」の対象になり得ます。

	中小企業	大企業
助成率（目安）	最大 75%	最大 60%
助成額の目安 （受講料 30 万円税別の場合）	約 22.5 万円	約 18 万円

実質負担額の目安

約 7.5 万円～

約 12 万円～

▲ 本助成金（事業展開等リスクリング支援コース）は令和 8 年度（2026 年度）末で終了予定の期間限定制度です。申請には訓練開始日の 1 ヶ月前までに管轄の都道府県労働局への計画届の提出が必要です。適用可否は事業内容・申請内容によって異なりますので、管轄窓口への事前確認をお勧めします。

5. 代表取締役コメント

「応急手当を学んだことのないドローン従事者が、事故現場で適切に動くのは困難です。DEC は 2019 年よりその現実に向き合い続けてきたプログラムです。この 3 月で 7 年目を迎えました。

2022 年、他スクールへの展開という構想をプレスリリースで発信し、その後も個別にスクールへのアプローチを続けてきました。ただ当時は、インストラクター資格制度は意図的に用意していませんでした。『資格を売るビジネス』と見られることへの懸念があったからです。

ただし時間をかけて考えた結果、仕組みがなければ DEC は広まらないという現実に向き合うことにしました。それと同時に、『資格ビジネス』にしないための答えも出ました。試験基準・指導要領・品質管理の手順をすべてドキュメントに落とし込み、名称だけ貸す形ではなく、水準を担保できる仕組みとして整備する。手間はかかりますが、それが唯一の方法だと判断しました。

3 日間の専門プログラム・学科試験 90 点以上・実技試験全項目合格・初回立ち合い・年次スキルチェック。この基準を下げるつもりはありません。DEC という名称が現場での信頼に直結する以上、品質の担保が最優先です。

代表取締役 戸出 智祐

6. 会社概要

会社名	株式会社ダイヤサービス
代表取締役	戸出智祐
所在地	千葉県千葉市花見川区朝日ヶ丘 5-27-28 畑町ビル 3 階
設立	1974 年 6 月 5 日
事業内容	ドローン運航・教育・コンサルティング事業、DOSA 千葉校（登録講習機関）運営
ウェブサイト	https://daiyaservice.com / https://dosa-chiba.jp
TEL	043-310-3454
E-mail	info@daiyaservice.com

本リリースに関するお問い合わせは、上記連絡先までお願いいたします。
(報道関係者各位)本プレスリリースの転載に際しては、出所を明記のうえご利用ください。